

国 分 寺 市  
ソフトボール連盟規約

平成 11 年 4 月 発行

# 国分寺市ソフトボール連盟規約

## 第1章 総 則

第1条 本連盟は、国分寺市ソフトボール連盟と称する。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本連盟は、国分寺市内のソフトボールチームを統轄し、且つこれを代表する団体であつて、ソフトボール愛好者相互の調和、親睦、技術向上を図り併せてアマチュアスポーツとしての健全な普及発展と社会体育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種大会の開催及び参加に関すること。
- (2) 同一目的を有する他の団体との連絡。
- (3) その他、本連盟の目的達成に必要な事項。

## 第3章 組 織

第4条 本連盟は、国分寺市内在住、在勤、もしくは事業所単位のソフトボールチームを以って組織する。

## 第4章 加盟及び脱退

第5条 本連盟の会員となるチームは、次の条件を具備しなければならない。

- (1) 事業所単位のチームにあつては、市内所在の同一事業所（工場・出張所・商店等の同一職場）に常時勤務する者で構成すること。
- (2) クラブチームにあつては、市内常時居住者または、市内所在の職場に常時勤務する者で構成すること。
2. 加盟手続きは、所定の加盟登録申込書（様式1）及び登録名簿（様式2）を事務局に提出しなければならない。
3. 会員は、毎年3月末日までに登録の更新をしなければならない。
4. 年の途中において代表者、構成員等の登録事項に異動を生じたときはその旨を速やかに届けなければならない。
5. 会員たるチームの構成員は、一つのチーム以外に加入し登録することはできない。

第6条 会員たるチーム及びその構成員は、次の事項の一つに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 転出または勤務先変更により、市内より異動したとき、(届出にかかわらず異動日)  
但し、従来から各チームに加入していたときは、その限りではない。
- (2) チームが脱退届(様式3)を提出したとき。
- (3) 登録内容に第5条に違反する事実があったとき(違反認定日)。

## 第5章 役員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
会計	1名
事務局長	1名
企画広報	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
審判部長	1名
理事	1名(各チーム)
会計監査	1名
参与	若干名
顧問	若干名

第8条 役員任期は、2年とし再任は妨げない。

2. 年の途中で交代のため新たに任命された役員任期は、その前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期終了後も前任者の決定するまでその会務を行う。

第9条 会長、副会長、会計及び事務局長、企画広報は、原則として会員中から理事会の推薦により選出する。但し、会長、副会長については、会員中より選出し、理事会の承認を得なければならない。但し、会長、副会長については、会員中より選出することが困難な場合には理事会の承認を得て会員外から推薦することができる。

2. 理事は、各チームから各1名選出する。
3. 理事長及び副理事長は、理事会の互選により選出する。
4. 会計監査は、会員中より理事会において選出する。
5. 参与は、理事会において推薦することができる。
6. 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

7. 本連盟より国分寺市体育協会及び東京都ソフトボール協会への派遣は、原則として役員より選出する。

第10条 会長は、本連盟を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、連盟の会費及びその他の収支を管理する。
4. 理事長は、理事会を代表し日常会務を管理する。
5. 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはその職務を代行する。
6. 理事は、理事会を構成し、その決議に基づく日常会務を審議執行する。
7. 会計監査は、監査を行いその結果を理事会に報告する。
8. 参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。
9. 顧問は、会長の要請に基づき連盟運営について助言及び意見を述べることができる。。

## 第6章 会 議

第11条 本連盟に、役員会・理事会をおく

第12条 役員会・理事会は、会長が招集する。

第13条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とし理事をもって構成する。

2. 定時理事会は、年度終了後3ヶ月以内に関き、臨時理事会は理事の3分の1以上の要求があつたとき、または理事長が必要と認めたとき開き、理事長がその議長となる。
3. 定時理事会は、理事の3分の2以上（委任を含む）、また、臨時理事会は理事の過半数の出席を必要とする。議案の採決は、出席者の過半数の同意（委任を含む）を必要とする。もし、可否同数のときは議長がこれを決める。

第14条 役員会は会長・副会長・理事長・副理事長・会計・事務局長・企画広報・審判部長をもって構成し、会務運営上必要と認めたとき随時開催し、会長が議長となる。

第15条 理事会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 定時理事会
  - ア. 連盟規約の改正
  - イ. 事業報告及び決算報告
  - ウ. 役員の変更
  - エ. 事業計画及び収支予算計画
  - オ. その他必要と認められる事項
- (2) 臨時理事会

- ア. 総会提出議案
- イ. 会費及び大会費の決定
- ウ. 各種大会運営に関する事項
- エ. 加盟登録に関する事項
- オ. その他会務運営に必要な事項

## 第7章 会 計

第16条 会員たるチームは、本連盟の定める会費を納入しなければならない。

第17条 本連盟の経費は、会費・大会費・補助金・寄付金・事業収入及び雑収入によって賄う。

第18条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月末日までとする。

## 第8章 審 判 部

第19条 本連盟に審判部を置く。

- 2. 審判部員は、各チームより2名以上選出、登録をされた者をもって構成する。
- 3. 審判部は、ソフトボールの正しい普及と発展ならびに試合の運行を円滑にし、併せて審判技術の向上を図ることを目的とする。

第20条 審判部に次の役員を置く。

- (1) 部 長 1名
- (2) 副部長 2名

第21条 部長・副部長は審判部の互選により選出する。

- 2. 部長・副部長は総会、理事会に出席する。

第22条 審判部会は、必要に応じて部長が招集し、その議長となる。

第23条 審判部細則は別に定める。

## 第9章 付 則

第24条 本連盟は、次の書類及び帳簿を備え、会員の閲覧請求に供しなければならない。

- (1) 会員及び役員名簿
- (2) 会費・大会費の徴収書類
- (3) 金銭出納簿及び証拠書類
- (4) 資産台帳
- (5) 会議決定事項及びその他必要事項書類
- (6) 大会記録

第 25 条 本連盟の運営上必要とする細則は、理事会の会議を経て別に定める。

第 26 条 弔慰に関する対象範囲は各チームの代表者・監督及び連盟役員等とし、その支給額はその都度役員会で定める。但し、後日理事会にて報告するものとする。

第 27 条 本規約は、昭和 54 年 6 月 3 日より施行する。

- (1) 昭和 60 年 3 月 7 日 規約一部改正
- (2) 平成 6 年 5 月 21 日 //
- (3) 平成 11 年 4 月 3 日 //
- (4) 平成 13 年 3 月 25 日 //